

## 改定の方向性④ 関連する奈良県計画の変更等による改定

該当頁	現行の記載内容	改定後の記載内容 改定箇所は赤字
35	(3)妊娠・出産に関する性格な知識の普及 高校生や大学生等若い男女が違いに思いやりを持ちつつ、それぞれに自分自身の人生を選択するためには、妊娠適齢期等妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、自分のからだや健康を大切にすることが必要です。このため、妊娠・出産等に関する正しい知識を啓発するとともに、これらについて学習する機会を提供します。	(3)妊娠・出産に関する性格な知識の普及 高校生や大学生等若い男女が違いに思いやりを持ちつつ、それぞれに自分自身の人生を選択するためには、妊娠適齢期等妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、自分のからだや健康を大切にすることが必要です。 <b>このため、より身近な市町村において学校と連携し妊娠・出産等に関する正しい知識を啓発など、思春期保健対策の推進を図ります。</b>
36	(2)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実 ①母性と子どもの健康の保持増進 妊娠届出時から乳幼児期まで継続的な健康診査や訪問、健康教育等の母子保健事業を通して、妊産婦とその家族への継続的な保健指導を充実させ、子どもの健やかな発達、発育を支援します。また、疾病の早期発見や早期療育に努めます。	(2)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実 ①母性と子どもの健康の保持増進 妊娠届出時から乳幼児期まで継続的に <b>予防的な視点で全ての妊産婦・乳幼児を対象に市町村において切れ目のない体制が構築されるよう、子育て世代包括支援センター設置に向けて推進します。また、健康診査や訪問、健康教育等の母子保健事業を通して、妊産婦とその家族への継続的な保健指導を充実させ、子どもの健やかな発達、発育を支援することで、疾病の早期発見や早期療育に努めます。</b>
36	(1)周産期医療の充実 安心して出産できる周産期医療体制整備として、周産期医療ネットワークにより、診療所・助産所は正常分娩を中心に取り扱い、ハイリスク分娩は県立医科大学附属病院等に搬送するなど、全県域での役割分担及び連携を図ります。 周産期母子医療センターの機能強化を図ります。	(1)周産期医療の充実 安心して出産できる周産期医療体制整備として、周産期医療ネットワークにより、診療所・助産所は正常分娩を中心に取り扱い、ハイリスク分娩は県立医科大学附属病院等に搬送するなど、全県域での役割分担及び連携を図ります。 <b>また、新奈良県総合医療センターにおいては、周産期母子医療センターの機能強化を図ります。</b>
38	(6)②在宅療養サポート体制の整備 高度医療を要する在宅療養児等については、保健所を中心として親からの相談対応、訪問指導を充実するとともに、関係機関との連携に努め、安心して在宅で療養できる体制を整えるためにサポートする関係機関を増やし、親同士が悩みや不安の解消に向けて情報交換できる場を増やすなど、療育サポート体制の整備を推進します。	(6)②在宅療養サポート体制の整備 <b>小児慢性特定疾患児等の在宅療養児が地域で安心して療養できる体制を構築するため、保健・医療・福祉・教育等の連携、必要な情報提供体制の整備を図るとともに、県内患者会との協働、保健所における相談対応、訪問指導の継続など関係機関との連携に努めます。また、小児慢性特定疾患児の中で医療的ケアが必要な児における災害時支援体制の構築、介護者支援の推進を図ります。</b>
48	(4)就学前教育の充実 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携について、関係者が理解を深め、意見交換を行えるような場を設けます。	(4)就学前教育の充実 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携について、関係者が理解を深め、意見交換を行えるような場を設けます。 <b>就学前教育の推進体制を構築するため、県立教育研究所に就学前教育センターを設置し、就学前教育アドバイザーによる支援訪問等を行います。</b>
48	(4)就学前教育の充実 生涯にわたる生きる基礎が培われる幼児期において、心身の発育・発達を促すための適切な遊び・運動・しつけについて、専門的観点から効果的な手法を検討し、実施します。	(4)就学前教育の充実 生涯にわたる生きる基礎が培われる幼児期において、心身の発育・発達を促すための適切な遊び・運動・しつけについて、専門的観点から効果的な手法を検討し、 <b>「就学前教育プログラム」として実施します。</b>
58	(1)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ②規範意識及び社会性の向上 いじめ問題や暴力行為、不登校等への対策の充実を図るため、生徒指導担当の指導主事・巡回アドバイザー・学校支援アドバイザーによる学校への支援を行います。 これらの生徒指導上の諸課題の改善については、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して対処できるよう、地域ぐるみの支援ネットワークの整備に努めます。	(1)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ②規範意識及び社会性の向上 いじめ問題や暴力行為、不登校等への対策の充実を図るため、 <b>組織的・計画的な支援体制づくり、関係機関との連携強化や学校における教育相談機能の充実などに取り組みます。</b> これらの生徒指導上の諸課題の改善については、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して対処できるよう、地域ぐるみの支援ネットワークの整備に努めます。

該当 頁	現行の記載内容	改定後の記載内容 改定箇所は赤字
58	④学校教育環境の充実 教職員に対する支援としては、優れた取組例や課題の解決方法等、教育活動に役立つ様々な情報を提供するとともに、ミドルリーダーの養成や研修の充実等により、教職員の資質向上を図ります。	④学校教育環境の充実 教職員に対する支援としては、優れた取組例や課題の解決方法等、教育活動に役立つ様々な情報を提供するとともに、 <b>教職員の養成・採用・研修の各段階において、大学等と連携・協働しながら研修の更なる充実等を図り、教職員の資質・能力の向上に努めます。</b>
59	(2)家庭や地域の教育力の向上 ②地域の教育力の向上 地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校評議員制度の導入をさらに進め、地域住民の意見を聴き、学校運営に生かしていきます。	(2)家庭や地域の教育力の向上 ②地域の教育力の向上 <b>学校と地域との連携・協働体制をより組織的・継続的なものとして確立するため、地域や保護者が学校運営に参画する学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の導入をさらに進めます。</b>
62	(1)良質な住宅及び良好な住環境の確保 奈良県住生活基本計画に基づき、～(略)～室内環境の安全性の確保のための情報提供等を推進します。	(1)良質な住宅及び良好な住環境の確保 <b>奈良県住生活基本計画に基づき、子育て世帯をはじめ誰もが安心して住まう、住み続けられる良質な住まい・まちづくりに取り組みます。</b> 子育て世帯やひとり親世帯は、市場において自力で適切な居住水準を確保することが困難な場合や、民間賃貸住宅では入居を拒まれる場合もあり、行政や都市再生機構、民間事業者等が連携・協働し、公的・民間賃貸住宅の供給や居住支援の充実等により居住の安定の確保を図る必要があります。 公的賃貸住宅においては、ひとり親世帯の優先入居を実施するほか、子育て世帯向け住宅としての供給等に加え、地域医療福祉拠点化を推進するなど、団地の特性や地域の需要に応じた子育て世帯等への取り組みを進めているところです。 また、公営住宅や周辺地域に入居されている子育て世帯やひとり親世帯が安心して暮らせるよう、県営住宅の建替えの際の余剰地を活用した生活サービス施設の導入や、集会所、空き住戸等を活用した地域コミュニティ拠点の形成などを推進します。 公的賃貸住宅以外の住宅においても、地域の課題やニーズに応じ、子育て支援、買い物や医療など、地域の暮らしに必要なサービス機能の確保を図るため、地域コミュニティをベースとした取り組みの支援や、先進事例に関する情報提供等を推進します。また、高齢者等が所有する活用されていない持ち家を、子育て世帯等が賃貸して活用する住み替えを推進するなど、住環境が良好な郊外住宅地等の空き家を活用したサービスや住まいの選択肢の充実を支援します。 また、子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインの導入を図るとともに、アスベスト対策やシックハウス対策等、健康被害を及ぼす問題に適切に対応できるよう、室内環境の安全性の確保のための情報提供等を推進します。
62	通学路を含めた生活道路において、最高速度30km/hの区域規制等の対策を行うことによって、通過交通の抑制及び自動車走行速度の抑制を図り、歩行者・自転車優先の安全・安心な通行空間の整備を行います。	通学路を含めた生活道路において、最高速度30km/hの区域規制等を <b>前提とした「ゾーン30」の整備等</b> の対策を行うことによって、通過交通の抑制及び自動車走行速度の抑制を図り、歩行者・自転車優先の安全・安心な通行空間の整備を行います。
63	(5)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関との連携により、地域における自主防犯意識の向上を図るとともに、自主防犯ボランティアによる登下校時の子ども見守り活動や防犯パトロール活動を促進します。また、子どもや女性に不安を与える事案の発生状況を情報提供します。 子ども自身の防犯意識の向上を図るため、低年齢児童(保育所、幼稚園、小学校低学年児童)を対象とした被害防止教室を推進します。 近年、少年非行の低年齢化傾向が続いているため、小学生を対象とした「規範意識を育み、子どもを犯罪等から遠ざける」ための非行・被害防止教室を実施します。	(5)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関との連携により、地域における自主防犯意識の向上を図るとともに、自主防犯ボランティアによる登下校時の子ども見守り活動や防犯パトロール活動を促進します。また、子どもや女性に不安を与える事案の発生状況を情報提供します。 子ども自身の防犯意識の向上を図るため、低年齢児童(保育所、幼稚園、小学校低学年児童)を対象とした被害防止教室を推進します。 近年、 <b>非行開始年齢の低下が認められるため</b> 、小学生を対象とした「規範意識を育み、子どもを犯罪等から遠ざける」ための非行・被害防止教室を実施します。
63	学校においては、児童生徒の安全確保のため、参加・体験型の交通安全教室の実施や通学路安全マップの作成などの取り組みを進めるとともに～以下「略」～	学校においては、児童生徒の安全確保のため、参加・体験・ <b>実践</b> 型の交通安全教室の実施や通学路安全マップの作成などの取り組みを進めるとともに～以下「略」～
63	(2)安全な道路交通環境及び安心して外出できる環境の整備 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、市町村はバリアフリー基本構想を策定することとなっています。	(2)安全な道路交通環境及び安心して外出できる環境の整備 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、市町村はバリアフリー基本構想を策定 <b>できる</b> こととなっています。